平成 30 年 8 月 11 日

白銀ニューウタウン自治会

防犯カメラ設置検討委員会

《 提 案 書 》

1．これまでの検討経緯と防犯カメラ設置検討委員会の役割

1.1 検討経緯

・H29/4/23:第 26 回定期総会で、防犯カメラ設置の要望があり、会長より新年度の担当委員会で検討する旨の回答がなされた。

・H29/5/13:自治会 防犯交通委員会は検討を開始した。その活動状況は、第 27 回定期総会議案書 P.10 に報告されている。

・H29/10/14：班長会にて、「防犯カメラ設置についての住民アンケートのお願い（案）について」が審議され、アンケート実施が承認された。

・H29/10/28：「防犯カメラ設置についての住民アンケートのお願い」が実施された。主旨は「賛成の方が多い場合は、公募により専門委員会を設置し、検討を進めたい。」である。アンケートの結果は、総数 1,118 の内、賛成 862、反対 256 であった。

・H29/11/25：「防犯カメラ設置検討委員会プロジェクトチーム委員の募集について」により、防犯カメラ設置検討委員会が設置された。

1.2 検討委員会は、H29/12/09 から H30/08/11 まで月 1 回開催し、H30/08/11 に自治会会長に答申するに至った。

1.3 防犯カメラ設置検討委員会の役割は、関係諸事項を検討し、「白銀ニュータウン自治会で防犯カメラを設置する」としたらこのような案ですという「提案書」を自治会に答申することである。

1.4 委員会の議事録および検討に使用した資料は、白銀ニュータウン自治会ホームページで公開しています。自治会ホームページ→各委員会→防犯交通委員会（防犯カメラ検討委員会）を参照して下さい。

2．防犯カメラ設置の狙いと効果

防犯カメラ設置の狙いは、究極的には白銀ニュータウンの安心安全を確保し、住みよい町にすることに貢献することである。その貢献としては、防犯カメラで「監視している」ことによる犯罪抑止効果が期待される。さらに「重大犯罪が起きたときの証拠を確保し、警察の犯罪捜査に協力すること」も重要な目的となり、実際に犯人逮捕に貢献できたならば、投資効果は絶大であったという評価になるのかもしれない。一方、それは市・国・警察のやることで、自治会の役目ではないとの考えもある。

佐倉市においては条例で、カメラ近傍に表示板設置の義務があるので、計画的な犯罪者が下見を行い、撮影範囲外で行動した場合には効果がないのではないかという疑問も生じる。さらに、人や車など、どのようなものを撮影対象とするかの問題もあり、白銀ニュータウンでは人と車の出入り可能な場所が非常に多いという地理的条件もある。3.2 に示すように、車についてはほぼその出入りをとらえることができるが、バスに乗って白銀 3 丁目バス停で下車して歩行者になる場合には、防犯カメラに映ることを避けることが可能となるので、抑止効果は限定的かもしれない。

３．設置台数と設置場所の候補

3.1　白銀地区に防犯カメラを設置する場合、カメラに考慮されるべき必要な機能としては、下表のように幾つかあるが、通常市販されている屋外設置用の防犯カメラを使用すれば、防犯カメラの設定を適切に行うことにより、問題ない機能を発揮できる。

撮影範囲	撮影範囲はデジタルカメラのズーム機能と同様に設定できる。画角は概ね、横110～30°、縦60～20°のものが多い。 3.2の設置場所を想定した場合、撮影範囲は横7～20m、縦５～10mになる。
解像度	最大1920 x 1080（約200万画素）であれば十分である。1280x780（約100万画素）、960x540（約50万画素）などの設定も可能。 防犯カメラの映像で、車のナンバーを判読できるのかという問題がある。カメラの映像は、遠近法、すなわち近くのものは大きく、遠くのものは小さく映るので、一概には言えないが、例えば、横幅が約10mの範囲を解像度1280x780で記録すれば、車のナンバーは画像解析によって判読できると考えられる。
fps （frames per second）	fpsとは1秒間のコマ数である。TVやビデオは30fpsであるあるが、防犯カメラは、SDカードなどの記憶媒体に間引きして書き込んでいる。防犯カメラの場合、5～10fpsで記録すれば、時速40kmで走る車の動きを捉えられる。
記録可能時間	防犯カメラは常時撮影し、映像データをSDカードなどの記憶媒体に記録し、最も古い映像に新しい映像を上書きしてゆく方式である。 したがって、映像データの記録時間は128MBのSDカードに書き込みの場合、目安として約200万画素、6fpsだと約10日、約100万画素、12fpsだと約20日である。（映像データの情報量によって異なる）
夜間撮影の可否	ほとんど暗闇でも赤外線撮影機能を持っていれば、モノクロ撮影可能である。
映像データの取り出し	映像データをカメラから取り出す方法は、①SDカードをカメラから取り出し、パソコンで読み取る、②パソコンをカメラの近くに持って行き、無線ランでカメラ内に記憶されている映像データを取り込む、の２通りがある。 なお、インタネット機能を利用する方法もあるが、市の条例で禁止されている。

3.2　設置台数および設置場所の候補地は、7箇所（7台）である。（資料1）

番号	設置場所の候補地	撮影の狙い
①	消防署近傍の１丁目入口	消防署近傍から１丁目住宅への人と車の出入りを撮影
②	大福寺公園前の交差点	１丁目と３丁目の人と車の通行の出入りを撮影
③	白銀公園入口（テニスの壁打ち側）	白銀公園入口の人の通行を重点撮影
④	西集会所の裏山の道路	２丁目住宅への人と車の通行の出入りを撮影
⑤	尾山公園	３丁目と４丁目の人と車の通行の出入りを撮影
⑥	ホンダ付近の４丁目入口	ホンダ近傍から４丁目住宅への人と車の出入りを撮影
⑦	東集会所近傍	東集会所近傍と上代方面からの人と車の出入りを撮影

3.3　設置台数については、防犯カメラの設置目的と費用のバランスを考える必要がある。白銀地区をまんべんなく撮影できる台数を考えると、おそらく数十台といった数になるのではないか。一方、７．その他の意見の④に書かれているように、「日本では人口 25.4 人に 1 台以上が設置されている」ということであり、白銀地区の人口が約 3,400 人なのでその比率を適用した場合 134 台になる。その費用は 50 万円／台とすると、6,700 万円になり、非現実的な費用になる。このように、カメラが数十台や 134 台では映像の管理もできないし、ほとんどに住宅が映り込むことになり、現実的ではない。そこで、白銀地区周辺から車の侵入を主として撮影するという考えがでてきた。その検討結果が 7 台ということで、これだと自治会で費用負担できるのではないということになった。

3.4　設置する防犯カメラで、白銀地区における車の通行は、ほとんど撮影可能であるが、徒歩の場合、白銀の住宅地に入ることができる場所は非常に多岐に亘っている（例えば、4 丁目の JR 線側に広い範囲で斜面があるが、これを徒歩で登れば住宅地に侵入可能である）ため、人の通行の全てを撮影することは難しい。そのため、人通りの多い場所を重点的に撮影することとした。

４．費用・耐用年数

4.1　設置費用は、防犯カメラおよび取付治具、付属装置（無線ラン等）、カメラ設置用ポール材料・工事費、カメラ取付および配線工事費、佐倉市等の申請・打ち合わせ資料作成補助費、電力会社申請費等である。これまでセキュリティー会社等の４社に費用の見積を依頼し、その結果を資料 2 に示すが、各社の見積額は約 300～610 万円（税抜き）であった。このばらつきは、見積条件を明確にしなかったため、各社が独自にポール設置工事や補助作業を想定して費用を見積もったためである。しかしながら、各社の見積書を総合的に勘案すると、実際の費用は 7 台分で 350±50 万円（税抜き）ではないかと考えられる。防犯カメラ設置が、自治会として正式に決定されたら、見積条件を統一して各社に依頼する必要がある。なお、コスト削減のため、防犯カメラを既存の電柱または防犯灯のポールに設置することが考えられるが、新規の専用ポールに設置することとする。理由は、電柱は比較的簡単に昇降できるので、盗難の恐れがある、また防犯灯のポールは防犯カメラを追加設置すると重くなり風で揺れやすくなるためである。

4.2　その他、維持管理費（運営方法にもよるが、15～30 万円/年）と消耗品費（業務用 SD カード 128GB の場合： 3 万円 x7 枚 x2 セット＝42 万円)、電気料金（1 台：約 1.5 万円/年）が必要となる（いずれも、税抜き)。カメラ設置用ポールの土地借用費用や管理責任者と取扱担当者の報酬も支払うことになる可能性もある。

4.3　耐用年数は、防犯カメラ５～７年、業務用 SD カード２年、程度ではないかと考えられる。将来、カメラの更新のための予算措置も考えておく必要がある。

4.4　防犯カメラ設置の費用捻出方法として、防犯カメラを設置する場合は共用施設として設置する場合には(a)自治会保有の共用施設特別会計、(b)共用施設維持管理費の値上げ、が考えられる。(a)については「第 27 回定期総会議案書の内容の一部追加について、平成 29 年度収支決算報告の（５)」に記述されているが、この資金は将来、東・西集会所を建替える際に必要な資金として主に確保されている。しかし、何時工事をするか、両方の集会所を維持して建て替えるか、等については今後の自治会での検討による。(b)の値上げする場合は、該当する年度のみ 3000 円程度ではないかと考えられる。

4.5　防犯カメラ設置に要する費用について、自治会費ではなく共用施設維持管理費から捻出する場合には、（管理組合規約によると、総会で議決権総数の）４分の３以上の賛成が必要である。具体的な予算措置をする場合

は、共有・共用施設の新設について定めた管理組合規約に則った手続きを行う必要があると、第 6 回検討委員会で指摘があった（第 6 回検討委員会議事録を参照のこと）。その他管理組合規約には「第 29 条（総会の決議に代わる書面による合意）規約により総会において決議すべきものとされた事項について、その有する議決権の数が総議決権数の 10 分の 9 以上に達する組合員の書面による合意があったときは、総会の決議があったものとみなす。」という条文もある。

上記については、管理組合規約が現在も有効かという問題はあるが、有効とした場合、防犯カメラ設置の可否を自治会総会で決定するのは好ましくないと思われる。理由は、過去の総会では委任状が会員数の80%以上を占め、それには議決権があるので、提案された議案は委任された会長（次回からは議長？）の意向だけで採否が決定されることになってしまうからである。さらに、共用施設維持管理費から費用を捻出するには、非会員や店舗の人たちを無視することはできないが、その人たちは自治会総会に参加資格が与えられていないという問題がある。一方、第29条の書面による合意では90%以上が必要となるので、防犯カメラの設置は非常に難しくなる。以上を鑑みると、管理組合が解散した現在も管理組合規約を有効とするかどうかがポイントになり、検討委員会で議論したが有効か無効かの結論に至らなかった。

従って別案として、自治会一般会計余剰金から捻出するか、自治会費の値上げで賄うということも検討すべきである。

実際に防犯カメラ設置の費用をどのように捻出するかは、前記の事項を勘案して、自治会で決定することとしたい。

4.6　佐倉市には、必要な申請等をすることにより防犯カメラを設置する自治体等に対して、5.4（資料 6）と 5.5（資料 7）に示すように補助金制度がある。

あくまで可能性の話ではあるが、佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金を申請して、補助金が満額支給された場合 7 台 x 20 万円＝140 万円となる。一部補助やゼロの場合もありうる。

4.7　防犯カメラは、専用のポールに設置することで検討を進めてきた。これまでは、電柱に設置するのは、許可されないという話があったが、資料 9（資料 P.20 の上から 6 行目）に示すように東京電力および NTT の電柱に設置することが、申請により可能な場合もあることが判明した。そこで防犯カメラの設置が自治会で決定したら、コストダウン（1 ヶ所で 10～12 万円程度？）につながる可能性があるので、盗難の問題も含めて電柱設置についての検討を行うべきである。申請しても認められない場合もあるし、提案している 7 台の防犯カメラの内、どの場所のカメラを電柱設置にできるかの調査が必要である。

5．関連法規等

5.1　防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届（資料 3）

・地方自治法に規定する団体（白銀ニュータウン自治会は該当する）が、防犯カメラを設置する場合は、市長に届ける必要がある。

5.2　佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（資料 4）

・防犯カメラ設置及び運用基準を作成。（資料 8 を作成する必要がある）

・防犯カメラを設置するものは、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意する。（個人のプライバシー保護を重用視する観点からの留意事項で有る。また、スーパーマーケットなどに設置される万引き防止のための監視カメラでは無いので、常時監視では無く不測の事態が生じた場合にのみ、カメラからＳＤカードなどの記憶媒体を取り出して、映像データをチェックする）

・防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影範囲を明確にする。（やむ負えず個人の住宅が防犯カメラに映る場合には、モザイク又は暈し等の処置を行う）
・防犯カメラの設置場所の近傍に団体名を記した表示板を設置。（設置を知らせることによる抑止力効果）
・管理責任者と取扱担当者の指定。（映像データの確認を行う者を限定する目的）
・管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができない。ただし、やむを得ない事由のある場合、管理責任者の同意を得たときはこの限りでない。

5.3　佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則（資料 5）
・上記条例の補足規則

5.4　佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金　募集案内（資料６）
・佐倉市に申請書を提出することにより、カメラ 1 台につき設置に要する工事費を含めて費用の半額（最大 20 万円）が支給される。平成 29 年度の佐倉市の補助金の予算は 200 万円であった。平成 30 年度以降の申請については予算に関する情報は無いし、申請しても実際に補助金がいくら支給されるかは、他団体の申請状況を考慮して佐倉市が決定することになる。

5.5　佐倉市防犯カメラ設置事業補助金の申請から交付までの流れ（資料 7）
・補助金を申請する場合になすべきことが、時系列に書かれている。
・事前協議書、事業計画書、工事の実績報告書の提出など、佐倉市へ多くの報告義務がある。

5.6　佐倉白銀ニュータウン自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準（案）（資料８）
・今後、防犯カメラ設置が決まって佐倉市に申請することになった場合、申請書には本基準の添付が求められる。
・佐倉市のホームページにひな形が掲載されており、本基準はそれに白銀自治会等の名前を当てはめた段階であるので、運用方法・体制や維持管理などの運営に関する条文を追加する必要がある。
・防犯カメラ及び映像データの取扱いの全部又は一部の委託を受けたものは、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができる。この場合、自治会は必要かつ適切な監督を行う。（業者委託を想定している）
・映像データの保存期間の規定（佐倉市の条例に保存期間は書かれていない。資料 8 に 30 日と書かれており、これは市の推奨案と考えられる。）

６．防犯カメラ設置が自治会で決定した場合の検討事項

本検討委員会の役割は、前述のように防犯カメラ設置の案を提案書にて答申することであり、以下の 6.1 と 6.2 については、防犯カメラ設置が自治会で決定していない現状では今すぐ必要なものではない。自治会で設置が決定した場合に具体的に検討すればよいことなので、ここでは作業項目を列挙するにとどめる。実際の作業を誰がどのような体制で実施するかは、自治会が判断するものと考える。

6.1 防犯カメラ設置工事に向けての作業
・設置に向けての費用の検討（防犯カメラの仕様、ポールの設置位置の決定、申請作業等に係わる業者の援助費用、等の見積条件を統一して各社に依頼する）
・設置費用の自治会承認と予算の確保（早くても平成 31 年度予算）
・設置工事の発注・検収

・関係機関等との協議（周辺住民、電力会社、警察、土地所有者、等）

・佐倉市への設置申請書類の作成（資料３＆８、補助金申請なら資料６&7）

6.2 防犯カメラ設置後の運営に向けての検討事項

①運用方法・管理者

・管理責任者と取扱担当者の指定。前者を会長又は副会長、後者に統括管理人という案もでたが、統括管理人にその作業を実施する時間的余裕がとれるのか検討の余地がある。

・管理責任者と取扱担当者の作業内容と義務を明確化する。守秘義務を伴った作業を実施するというのは大きな負担であり、報酬を支払わないとバランスが取れないという考え方もある。

・重要犯罪が発生した場合には、警察捜査のため映像データの提供が求められることが想定され、それに応じることになる（映像データの貸与条件とその責任の所在等の契約書案作成）。

・比較的軽微な犯罪の場合に、自治会が選定した管理責任者や取扱担当者が映像データのチェックをしようとしても、人や車の映像データから犯罪者を見分けるのは難しいので行なわない。

・行方不明の子供や高齢者の捜索、不審者の特定、交通事故の状況把握などに利用することも考えられるが、佐倉市の条例で映像データの利用が制限されているので実施しない。

・映像データの管理については、既に防犯カメラを導入している近隣自治会の運用方法を参考にするものとする。

②維持管理

・カメラの点検（頻度・作業内容）、点検チェックシート作成、映像データの回収、等の作業を業者に委託するなら、費用が発生する。映像データ回収のため、SD カードをカメラから取り出すのに梯子を利用するのは危険作業となる。安全作業の励行という観点から、高所作業車を所有する業者に委託するべきである。

・故障かなと言う時の対応（維持管理を業者委託なら不要）。

7．その他の意見

① 本提案書を自治会に答申した後、自治会が防犯カメラを設置するかどうかを決定するにあたりどのような手順を踏むのかは自治会が決めることではあるが、平成29年10月14日の第6回班長会議事録に

●防犯交通委員会（決議事項）①防犯カメラ設置についての「住民アンケート」のお願い（案）について配布資料に基づき説明があり、「住民アンケート」の各戸配布は承認された。なお、アンケートによる設置意見が過半数を超える場合、「専門チーム」を設立して詳細検討を行い、検討結果を白銀住民の方へ提示して設置の可否を決めることとなる と書かれており、自治会が実際に防犯カメラを設置するかどうかを決定するにあたっては、再度住民アンケートを行う必要があるのではないか。

② 防犯カメラ運用を当該年度の自治会が受け入れた場合、その運用業務は後年の班長にも負担となるものである。ほんとうに自治会の業務として受け入れて良いかを考えるべきである。

③ 実行力のある運用体制を確立できなければ、カメラ映像だけを撮っても有効活用ができないことになる。

④ 監視カメラ（防犯カメラは監視カメラの目的を限定した一つの利用方法である）の設置数の増加は各国で進んでいる。イギリス全土に設置されている監視カメラの数は、2014年時点で590万台 (人口11人に1台)に達している。アメリカでも、2016年時点で3000万台 (人口10.8人に一台)以上が設置されている

といわれている。アジアにおいても設置数の増加が進んでいる。中国では監視カメラの数が2017年12月現在1億7000万台 (人口8.1人に1台)に達している。韓国では2015年12月時点で800万台 (人口6.4人に1台)が設置されていると推測されている。日本では、2016年現在500万台 (人口25.4人に1台)以上が設置されているといわれている。（監視カメラ-Wikipedia-より）

⑤ 数年後、大きなテロなどが発生した場合など、国・市・警察などが防犯カメラ設置に向けて全国への普及に動き出す可能性がある。

⑥ 防犯カメラによる犯罪抑止効果を高めるため、(a)ダミーの防犯カメラ設置（佐倉市の条例の対象ではない）、(b)防犯灯のポールに「防犯カメラ設置地区」等のシール等を貼る（佐倉市の許可が必要）、といったことが考えられる。実際には、(a)はダミーカメラは数千円であるがポールの設置費用は1ヶ所当たり10～15万円は必要であるし、撤去するときのことまで考えると慎重にならざるおえない、(b)は比較的簡単であり白銀ニュータウン内の数十ヵ所に貼ることが可能、といったことも検討の余地があるかもしれない。

⑦ H29/10/28に「防犯カメラ設置についての住民アンケートのお願い」が実施され、それに記載されたコメントとして、「前回、役員の皆様の努力で詳細な検討結果を住民に示して下さり、住民の負担が効果より大きすぎるのではとの感から、反対意見が多数を示したと記憶しています。今回、あえて再検討するのであれば、市の負担、住民管理負担軽減を前回より改善されるのであれば、賛成します」、また同様に「従前は設置反対で設置しない結果なのに、今回の設置提案理由が明確でない。引継ぎがあり、色々と協議を重ねたとあるが何をしたのか。」があった。両方とも重要な指摘であり、今回の検討委員会の課題というより、自治会の防犯交通委員会への宿題であるように思われる。今回の設置検討の提案理由としては、前回の検討およびアンケート実施から約8年が経過しており、

(1) 防犯カメラ技術の進歩により、その性能の飛躍的向上とコストダウンの効果。

(2) 防犯カメラの設置効果の社会的認知度の向上（カメラ映像が犯罪の解決に寄与したことが、テレビや新聞でたびたび見られるようになった）。

(3) 佐倉市が防犯カメラ設置に関する条例により、その設置を推奨するようになった。

等によるところが大きいと思われる。

⑧ 防犯カメラに関して自治会として慎重にならざるを得ない考慮すべき重要な問題点

防犯カメラに関する提案書は主として機器と条例の一部のみに言及されており、多くの重要な問題に触れておらず、設置後多くの問題を引き起こす可能性があるので、設置に関しては慎重になるべきであることを提案します。理由は以下順を追って説明します。

1 白銀ニュータウン（以下白銀と略す）自治会は治安組織ではなく、旧管理組合、建築協定緑化委員会を統合した任意の地縁団体であること。

旧管理組合および自治会が管理していた及び今もしている共有・共用施設は白銀の全住民が必要な時にいつでも自由にアクセスできるものであり、第三者に対抗するものではない。現在はない CATV 施設は各戸にテレビ放送を配信していた（296 に移管済、その後各戸が 296 以外にも光テレビなども利用)。街灯は道路管理者である佐倉市へ移管。現在管理しているのは、街区表示板（3 種類)、ごみ集積所（汚れのメンテのみ住民管理)、東西集会所（現在は佐倉市から無償の貸与契約で管理運営は住民の費用で行う。建替えは住民負担で、市は建替え費用の半分を補助、但し最高額は 1 千万円。白銀

の集会所の建替え費用は推定一か所当たり約 3 千万円。建替え後火災保険等は住民負担。集会所の建替えは 1 回で終わりではなく、この町が存在する限り続くので積立金が必要である）。

これらと異なり、防犯カメラは条例に書いてあるように、住民は日常的に利用できないばかりか、「防犯カメラ管理者」「防犯カメラ担当者」も特定の条件以外にはアクセスできないというものである。しかもこの提案書の第 2 項「防犯カメラ設置の狙いと効果」に書かれているように「防犯カメラは（中略）『重大犯罪が起きた時の証拠を確保し、警察の犯罪捜査に協力すること』も重要な目的」と書かれている。つまり第三者（人または車）を特定することが目的であり、対抗関係にある設備といえる。このことが大きな問題を起こす可能性がある（下記第 7 項を参照）。

一旦こうした設備を設置すると費用負担が長期に及ぶだけでなく、設置者としての管理責任も長期にわたる。これら両者の負担は、設置賛同者が請け負うのではなく、次の世代の全住民負担になる。住民の間に相変わらず根強い反対があるにもかかわらず、従来の共有・共用施設と全く異質の設備を敢えて設置することは妥当なのかという問題がある。

2 2017 年度警察白書は刑法件数が大幅に減少し、戦後最低を記録したと述べている事実と真逆の説明で防犯カメラの設置を主張している。

今回の事案と同様の事案は 2009 年 4 月管理組合の総会で質疑があり、その後 H19 年度自治会でアンケートを実施、H20 年度で分析・継続検討となり、H21 年度（H22 年 4 月）の総会で否決されたものである。僅か 8 年前の否決にも関わらず、こうした申し出には理由がなければならない。2017 年 4 月総会の時に防犯カメラ設置についての発言者は、あたかも白銀地区における犯罪が増えているかのように主張しているが、警察白書と全く逆の主張をしている。昨年の刑法犯罪認知件数は戦後最低となり、過去最高であった 1996～2002 年対比 3 分の 1 に減少し、年間 92 万件を割った（速報値）。連続 14 年間減少しており、この傾向は今後も続くと予想されている（最近発表された 2018 年上半期の犯罪件数は昨年同期を更に 11%も下回った）。佐倉市の犯罪発生件数も同様に 3 分の 1 に減少している。特に空き巣のような犯罪は他の犯罪と比べ大幅に減少し、その結果全体の件数が 3 分の 1 になっている。このように客観情勢は H22 年度自治会総会の結論を覆すようなものとはなっていない。

白書で注意を促しているものに「オレオレ詐欺」を含む各種詐欺の犯罪を上げている。こうした犯罪は高齢者の被害者が多く、1 件当たりの被害金額が大きいが、防犯カメラで防止できない。

厚労省の調査でも幼児・児童への犯罪が言及されているが、圧倒的に多いのは児童虐待（無理心中も含む）による殺人で、年間 90 人以上の子どもが両親等に殺されている。こうした犯罪に対しても防犯カメラは全く効果がない。

3 防犯カメラの有効性は疑わしいこと。

2 で述べた白書の中で、一般刑法件数が大幅に減少したにもかかわらず、白書は防犯カメラによるものと主張していない。

今回検討されているカメラと同様のものを含めて Statista（米国）が今年発表している 2014 年現在の国別ビデオ（監視）カメラ数は、人口 1000 人当たりで米国が 125 台、英国が 91 台、中国が 27 台となっている（参考までに Wikipedia 日本版掲載の 2015 年現在の日本は 39 台、韓国 156 台）。2014 年現在では米国が設置台数で断トツであるが、刑務所に収監されている人数もこの数年間世界最高で二百数十万人となっていて断トツである。この数字は米国を除く世界全体の 25%の収監者数と

等しいかそれより多い。保釈中及び保護観察者を含むと 680 万人なる。この事実から見ても防犯カメラと犯罪防止とは相関関係がほとんどないといえる。

4 防犯カメラの日常管理は具体的にどうするのかということ。

防犯カメラ設置に関する条例、施行規則、自治会・町内会の運用に関する基準には、防犯カメラ管理者、防犯カメラ担当者を任命すること映像データの取り扱いを適切にすることとしか書かれていない。カメラ管理者がカメラ担当者を決めれば適切な管理が日常的にできるわけではない。具体的にどう管理すれば適切なのか言及がない。しかし、市は必要な時には資料提出又は説明を要求すると書いているが、どのような資料が適正であると様式で示しているわけではない。またデータが使用された時に記録すべき様式についても具体例を示していない。

データ保存について書かれているが、警察に提出した場合、ここに書かれている日数で返還されることは全く望み薄である。裁判に利用される場合は、更に長引くだけでなく、映像がメディアに出回る可能性もある。このようなことに対して住民は全く責任を取れない（問題点に関しては下記第 7 項参照）。市はそうしたケースを想定していないようであるし、責任にも言及していない。

5 白銀の自治会を支える構成員の減少と高齢化のスピードを無視していること。

佐倉市の人口統計によれば 10 年前の 2008 年 1 月 31 日の白銀の総人口は 4,155 人で、2018 年 1 月 31 日の総人口は 3,412 人であった。この間 743 人が減少した（自然減＋社会減）。今後の構成員の減少は過去 10 年間と同じではないであろうが緩やかであっても減少していくと予想される。

他方、75 歳以上の高齢者数は、今年の 1 月 31 日現在 329 人となっている。現在の 70－74 歳の人は 283 人なので、このまま推移すると 5 年後の 75 歳以上人口は 612 人となる。更に現在の 65－69 歳の人が 10 年後には 75 歳以上になるので、その時には 1059 人となる。同時に、独居世帯は、現在まだ全世帯数の 1 割を超えていないが 10 年以内に 1 割前後（約 120 軒）になる可能性が大である、このことは自治会の班長を担える世帯数が減少するということである。従来の共有・共用施設と全く異なり、且つ市の条例で管理責任を負わされる設備の負担を長期にわたってできるのだろうか？

6 新たな設備を抱えることは家計への長期（この町が続く限り）的負担となること。

家計負担の増加には二つの面がある。第一は高齢者家庭の所得の源泉は主として年金である。ところが老齢年金＋厚生年金の名目額は年々減少が図られている。特に物価が変わらなくても賃金が下がると下げられる。他方、名目年金額から引かれる社会保険、すなわち介護保険・健康保険・後期高齢者保険は見直しの度に増額されていく。同時に、利用時に支払う窓口負担は、1 割が 2 割になりその内 3 割になるであろう。社会保険料とは別に高齢者控除の額も減少される可能性が大である。

第二は独居となったときである。配偶者のどちらかがなくなれば、年金総額が数十万円から百数十万円もの大幅減少となる。

10 年もすれば所謂老々世帯が 500 世帯を占めると予想されるのに、さらなる家計負担を長期に住民に強いる必然があるのだろうか。

7 訴訟に巻き込まれる可能性があること

これには大きく分けて二つのケースが考えられる。

第一のケースは、画像漏洩により被害者が刑事告発をした場合である。

今回検討中のカメラはインターネットに常時接続していないのに画像漏洩が起こるのか？今回のカメ

ラはランケーブルにはつながっていないが Wi-Fi の電波が常時発信されている。IT セキュリティに若干詳しい人であれば、時間をかければ ID と PW を解読することは可能である。カメラの付近でスマホを開けば Wi-Fi の電波がどれであるかを確定できる。

検察が告発を受理し警察が捜査を開始し、画像漏洩の機器が白銀のものであると特定されると、防犯カメラ設置者（誰が行くのか？防犯カメラ管理者？防犯カメラ担当者？）が事情聴取を受けることになる。立件されなければ証拠不十分となるが、そうでないと刑事事件の被告となってしまう。この時われわれはどのようにして画像漏洩をしていないことを証明できるのだろうか？現行条例には施行規則を含めこうしたことは全て設置した住民の責任にされている（上記第 4 項参照)。

仮に証拠不十分であれ、無罪となっても被害者からの民事訴訟に対応する必要が出てくる。

第二のケースは「デジタル冤罪」事件の重要証拠の一つとして映像が提出された場合である。こうした事件は日本でも複数件発生しており、容疑者とされた人は長時間の犠牲を強いられる。海外でも発生しており、とりわけセンセーショナルなものとして数年前にロンドン市内で発生した美人娼婦連続殺人事件があげられる。事件後まもなく一人の男性が逮捕された。決め手は所謂防犯カメラ（海外では CCTV カメラと言い防犯カメラとは言わない）の映像だと発表された。日本同様、名前と顔写真が公表された。ところが数か月後に全く別人が真犯人として逮捕されたが、メディアは不幸にして最初に逮捕された人のその後は全く報道されなかった。

白銀のカメラの映像が重要証拠の一つとしてある人が逮捕され、公判にかけられ、長期間の裁判の結果冤罪であることが判明し、無罪となったときに何が起こるのだろうか？無罪となった被告は弁護士を立てて、警察等の行政を国家賠償法に基づき訴訟を起こすであろう。では重要な証拠の一つとして画像を提出した防犯カメラ設置者は、無傷だろうか？彼らの受けた心の傷と被害（会社を首になる、家族も失業、等々）が大きければ大きいほど、損害賠償請求の民事訴訟が起こされる可能性が大であろう。

第二のケースでも立ち合いと調書の作成に防犯カメラ設置者（誰が担当するのか？）は相当の時間を取られる。

以上いずれのケースも、裁判期間中長時間拘束され、弁護士費用も嵩むことになる。特に第二のケースでは損害賠償額は数千万円になる可能性がある。これに弁護士費用をたすと単なる任意の地縁団体では全く負担しきれないものとなる。

⑨ 「近隣自治会の防犯カメラの設置状況を調査して、提案書に盛り込んではどうだろうか。集合住宅または戸建て住宅の区別、世帯数、カメラ設置台数、これまでの成果、特徴があればそれも。」という意見があった。しかし、時間と手間は相当かかりそう、費用も多少必要、調査対象として適切な自治会を実際に探しだすのが困難、さらに有益な情報を得られるかどうか分からない、当委員会は純粋にボランティアの活動なのでそこまでの調査は難しい、ということで実施できなかった。

以上

資　料

資料１：防犯カメラ設置の候補地図面と周辺状況　・・・資料 P.1

資料２：防犯カメラ設置に関する各社の見積比較表　・・・資料 P.4

資料３：防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届　・・・資料 P.5

資料４：佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例　・・・資料 P.6

資料５：佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則　・・・資料 P.8

資料６：佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金　募集案内　・・・資料 P.9

資料７：佐倉市防犯カメラ設置事業補助金の申請から交付までの流れ　・・・資料 P.14

資料８：佐倉白銀ニュータウン自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準（案）　・・・資料 P.17

資料９：山王自治会防犯カメラ見学会報告　・・・資料 P.19

資料 10：平成 22 年 2 月の防犯カメラ設置のアンケート資料と結果　・・・資料 P.22

資料１　防犯カメラ設置の候補地図面と周辺状況

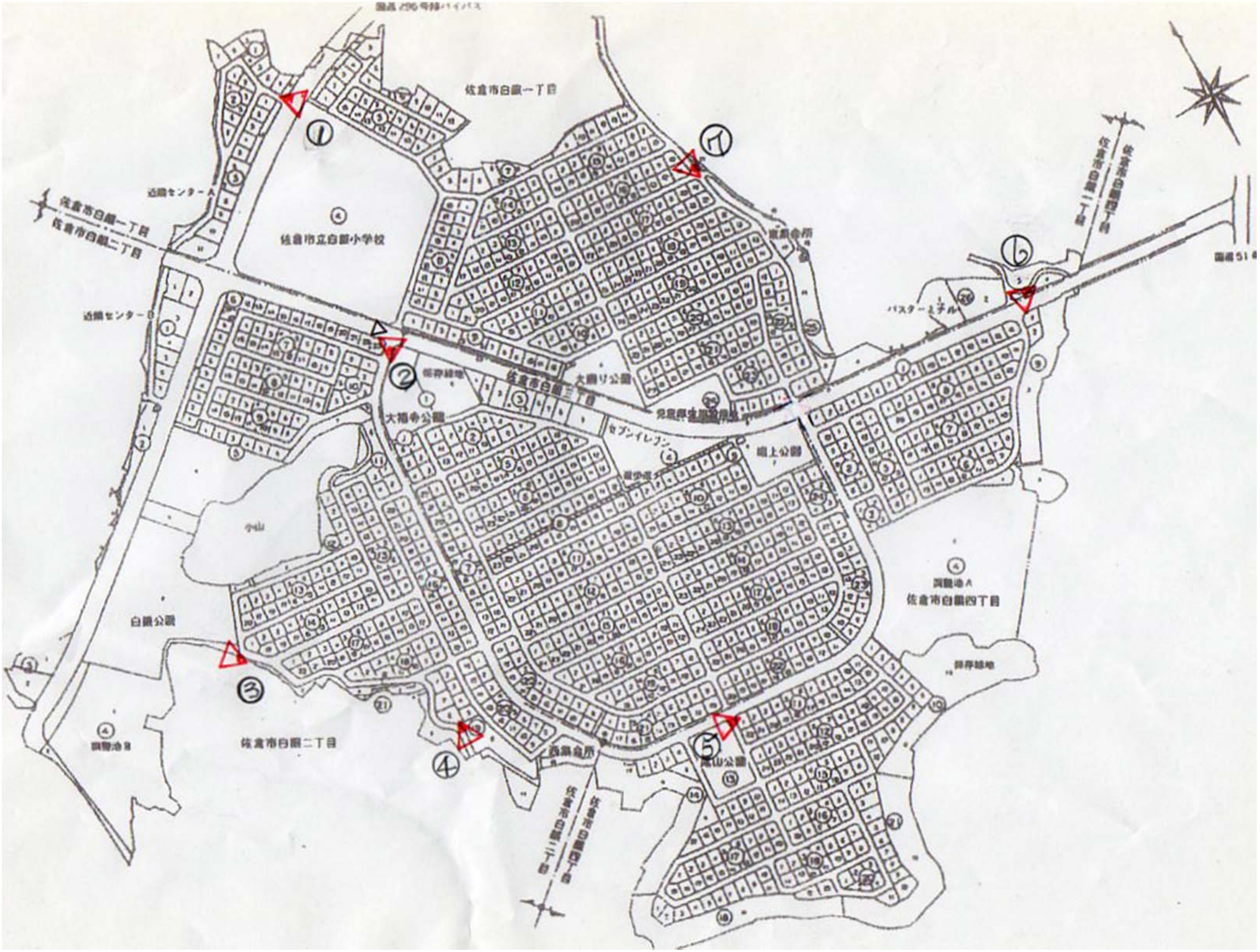

・設置場所は、カメラ設置が決定したら土地所有者と協議し、設置の了解を得る必要がある。

・設置場所の撮影イメージの写真は、約 1.5m の高さからの撮影であるが、実際には防犯カメラは高さ 3.5m～4m に設置されるので、もう少し見下ろした状況になる。

設置場所の候補地	ポール設置場所の候補地の写真	設置場所の撮影イメージの写真
① 消防署近傍の 1 丁目入口	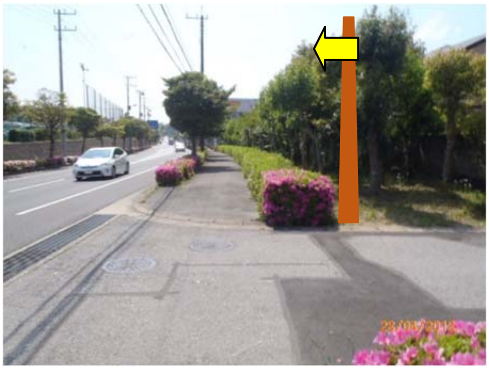	
② 大福寺公園前の 交差点		
③ 白銀公園入口 （テニスの壁打ち側）		
④ 西集会所の裏山の 道路		

設置場所の候補地	ポール設置場所の候補地の写真	設置場所の撮影イメージの写真
⑤　尾山公園		
⑥ ホンダ付近の ４丁目入口		
⑦ 東集会所近傍		

資料 2_防犯カメラ設置に関する各社の見積比較表

A社				B社				C社				D社			
	単価				単価				単価			フルハイビジョン	単価		
カメラ(SSCR-01)	509,260	7	3,564,820	SDカード内臓カメラ(YFG0630)	275,000	7	1,925,000	街頭防犯カメラ(GR-N720AS)	600,000	7	4,200,000	カードレコーダー（KER-300BⅡ）	220,000	7	1,540,000
取付用固定用具費	60,710	7	424,970	ポール取付金具	15,000	7	105,000	ポール取付金具	23,000	7	161,000	ACアダプター資材	130,500	7	913,500
建柱工事費	132,500	7	927,500	屋外用耐熱対策制御盤	26,000	7	182,000	機器取付費	266,650	7	1,866,550	建柱資材	58,950	7	412,650
アタッチメント	10,000	7	70,000	盤用パーツ	13,500	7	94,500					建柱工事	23,600	7	165,200
取付・配線工事費	62,500	7	437,500	Rooster RX210	100,000	7	700,000					電気工事・申請費	46,560	7	325,920
電気工事・申請費	67,500	7	472,500	アダプター	10,000	7	70,000					諸経費	47,340	7	331,380
				LTE外部アンテナ	27,500	7	192,500								
				工事費/運送設置費	484,429	7	3,391,003								
値引			-12,350	値引	-80,000	7	-560,000	値引	-1,348,248	1	-1,348,248	値引			-654,750
見積金額			5,884,940				6,100,003	見積金額			4,879,302	見積金額			3,033,900
特徴：地域事情に詳しい				特徴：工事費が割高				特徴：電気工事を含まない				特徴：実施予定、占用申請代行有り			
評価	△			×				○				◎			

見積額	19,898,145
平均	4,974,536

＊見積書の工事費などは単価に直して比較表とした。

＊このほか消費税が加算される。

＊補助金申請によりカメラ１台につき半額の最大２０万円補助される。。

資料3_防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届

別記
様式第１号（第３条関係）

防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届

年　月　日

（宛先）佐倉市長

所在地
団体名
代表者
氏　名　　　　㊞
電　話

下記のとおり防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準を定めたので、佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例第７条第１項前段の規定により届け出ます。

記

防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準の名称	
防犯カメラ管理責任者	氏　名 電　話
防犯カメラ取扱担当者	
防犯カメラ設置年月日	年　月　日
防犯カメラ設置台数	台
添付書類	□　防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準 □　防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲を記載した図面 □　設置する看板の図面 ※添付する書類にチェックをすること。

氏名を自署する場合は、押印を省略できます。

資料_4　佐倉市条例第２９号

「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例」

（目的）
第１条　この条例は、防犯カメラが犯罪の防止に効果を発揮している一方で、防犯カメラの取扱いによっては市民等の人格的利益が侵害されるおそれがあることに鑑み、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定めること等により、市民等の人格的利益の保護を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）防犯カメラ犯罪を防止するため、公共の場所に向けて、特定の場所に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であって、録画する機能を有するものをいう。
（２）映像データ防犯カメラに記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）であって、当該電磁的記録の映像から特定の個人を識別することができるものをいう。
（３）市民等市民及び市内に通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
（４）公共の場所道路、公園その他不特定多数の市民等が立ち入る場所であって規則で定めるものをいう。
（市の責務）
第３条　市は、防犯カメラによる犯罪の防止及び市民等の権利利益の保護に関する施策を総合的に推進するものとする。
２　市は、防犯カメラの取扱いに資するため、市民等に対し必要な情報の提供に努めるものとする。
（市民の役割）
第４条　市民は、この条例の趣旨にのっとり、市が行う防犯カメラに関する施策に協力するよう努めるものとする。
（防犯カメラを設置するに当たっての配慮）
第５条　防犯カメラを設置するものは、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意するとともに、犯罪を防止するために必要な範囲内で防犯カメラを取り扱うよう配慮するものとする。
（市による設置運用基準の制定）
第６条　市は、市の設置する防犯カメラについて、設置運用基準を定めるものとする。
２　市は、防犯カメラの取扱いについて、設置運用基準を遵守しなければならない。
（地縁による団体等による設置運用基準の制定及び届出）
第７条　次に掲げる団体は、防犯カメラを設置しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより設置運用基準を定め、市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
（１）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体
（２）構成員の３分の２以上が中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であって、かつ、当該中小企業者の数が５以上である団体のうち法人格を有しないもの
（３）中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）第３条第１号の事業協同組合及び同条第１号の２の事業協同小組合
（４）商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）に基づく商店街振興組合
（５）前各号に掲げる団体に準ずる団体であって、規則で定めるもの
２　前項前段の規定により市長に届け出て防犯カメラを設置した団体（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの取扱いについて、設置運用基準を遵守しなければならない。
（設置運用基準に定める事項）
第８条　設置運用基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
（１）設置する防犯カメラの台数
（２）映像データの保存期間並びに保存及び廃棄の方法
（３）その他適正な設置及び運用に関し規則で定める事項
（設置の表示）
第９条　市及び設置者は、設置した防犯カメラについて、市民等が認識しやすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び市又は設置者の名称を表示しなければならない。
（取りやめ）
第１０条　設置者は、防犯カメラの設置を取りやめたときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。
（防犯カメラ管理責任者等）

第１１条　市及び設置者は、防犯カメラ及び映像データの取扱いを適正に行うため、防犯カメラの管理に係る責任者（以下「防犯カメラ管理責任者」という。）を置かなければならない。

2　防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱う者（以下「防犯カメラ取扱担当者」という。）を指定しなければならない。

3　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合であって、防犯カメラ管理責任者の同意を得たときは、この限りでない。

4　前項ただし書の場合において、防犯カメラ又は映像データを取り扱った者は、当該取り扱った内容を防犯カメラ管理責任者に遅滞なく報告しなければならない。

5　前各項に定めるもののほか、防犯カメラ及び映像データの取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

（苦情の処理等）

第１２条　防犯カメラを設置するものは、防犯カメラ及び映像データの取扱いに関し市民等から苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理するよう努めるものとする。

2　市長は、防犯カメラ及び映像データの取扱いに関し防犯カメラを設置するものと市民等との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（説明又は資料の提出）

第１３条　市長は、第７条第１項各号に掲げる団体が同条から第１１条までの規定に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告）

第１４条　市長は、第７条第１項各号に掲げる団体が同条から第１１条までの規定に違反する行為をした場合において、当該行為が市民等の権利利益の保護に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該団体に対し、必要な勧告をすることができる。

（公表）

第１５条　市長は、次の各号に掲げる団体が当該各号に定める場合に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、これらの団体の名称、当該各号に該当する旨その他規則で定める事項を公表することができる。

（１）第１３条の規定により説明又は資料の提出を求められた団体正当な理由がなく説明若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をした場合

（２）前条の規定による勧告を受けた団体正当な理由がなく当該勧告に従わなかった場合

2　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をしようとする団体に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1　この条例は、平成２８年１１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に防犯カメラを設置している団体であって、第７条第１項各号に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、平成２９年１月３１日までに設置運用基準を定め、市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出をした日の前日又は平成２９年１月３１日のいずれか早い日までの間は、第７条第１項前段及び第９条の規定は、適用しない。

資料_5　佐倉市規則第８４号

「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則」

（趣旨）
第１条　この規則は、佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（平成２８年佐倉市条例第２９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（公共の場所）
第２条　条例第２条第４号の不特定多数の市民等が立ち入る場所であって規則で定めるものは、庁舎その他の市が所有する不動産（市以外のものが所有している不動産であって、市が地上権、地役権その他これらに準ずる権利を設定しているものを含む。）であって、不特定多数の市民等の利用に供されるものとする。
（設置運用基準の届出）
第３条　条例第７条第１項前段の規定による設置運用基準の届出は、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届（別記様式第１号）により行うものとする。
２　条例第７条第１項後段の規定による設置運用基準の変更の届出は、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準変更届（別記様式第２号）により行うものとする。
（設置運用基準に定める事項等）
第４条　条例第８条第３号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
（１）防犯カメラの設置の目的
（２）防犯カメラの設置の年月日
（３）防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲
（４）防犯カメラの設置の表示に関する事項
（５）防犯カメラ管理責任者の設置及び防犯カメラ取扱担当者の指定に関する事項
（６）映像データの利用及び提供の制限に関する事項
（７）苦情の対応に関する事項
（８）前各号に掲げるもののほか、防犯カメラの適正な設置及び運用に関する事項
２　市長は、設置運用基準の制定に資するため、防犯カメラを設置しようとする団体に対し情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。
（取りやめの届出）
第５条　条例第１０条の規定による防犯カメラの設置の取りやめの届出は、防犯カメラ設置取りやめ届（別記様式第３号）により行うものとする。
（防犯カメラ等の取扱いの委託等）
第６条　条例第１１条第５項の規定により、次に掲げるものは、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができる。この場合において、市又は設置者は、防犯カメラ及び映像データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。
（１）防犯カメラ及び映像データの取扱いの全部又は一部の委託を受けたもの
（２）地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者であって、公の施設に設置された防犯カメラ及び映像データの管理を行うこととされたもの
（公表の方法）
第７条　条例第１５条第１項の規定による公表は、市の広報紙への掲載その他の適当と認められる方法により行うものとする。
２　条例第１５条第１項の規則で定める事項は、公表の原因となる事実とする。
附則
この規則は、平成２８年１１月１日から施行する。

佐倉市防犯カメラ等設置事業補助金　募集案内

1．制度の目的

「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例」(以下、「条例」といいます。)に基づき、市内の自治会・町内会・区が、犯罪の防止のため公共の場所に向けて設置する防犯カメラ（防犯カメラと併せて設置する防犯灯も可）の設置費用を補助し、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とします。

2．制度の概要

補助の対象者

市内の自治会・町内会・区（以下、「自治会等」といいます。）

補助対象となる防犯カメラ・防犯灯

補助対象となる防犯カメラ・防犯灯（以下、「防犯カメラ等」といいます。）は、次のとおりです。

【防犯カメラ】

次の①～③すべてに該当する防犯カメラが補助対象となります。

①犯罪を防止することを目的として設置されるもの

②犯罪を防止するため、公共の場所に向けて、特定の場所に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であって、録画機能を有するもの

※公共の場所とは、道路・公園など不特定多数の人が通行する場所をいいます。

③撮影された映像のうち、公道（不特定多数の人が通行する私道を含む。）の映像面積が２分の１以上であって、特定の個人、建物等を監視しないこと

※マンション等の内部や敷地、駐車場内を監視するためのカメラなどは、この事業の対象外です。

※リースやレンタルで設置するものは対象外です。

【防犯灯】

防犯カメラと併せて設置し、次の①～③すべてに該当する防犯灯が補助対象となります。

①防犯カメラの視認性を向上させる照度（防犯カメラから４メートル先の歩行者の行動などが認識できる明るさがあること　０．２４ルクス以上）を確保できるもの
②防犯カメラと同一の支柱に設置
③光源を防犯カメラのレンズから３０㎝以上離していること

補助の対象となる経費

○防犯カメラ等の購入および取付工事に要する経費
○防犯カメラの表示看板の設置費用
※表示看板の設置場所は、防犯カメラの柱に設置するようお願いします。

補助の対象とならない経費

○防犯カメラ等の設置場所に関する既存設備の撤去又は移設に要する経費
○土地の造成又は土地若しくは建物等の使用、取得若しくは補償に要する経費
○防犯カメラ等の維持管理及び保守管理に要する経費
○防犯カメラに係るモニターの設置に要する経費

補助額

①防犯カメラ　設置に要した経費の２分の１以内の額（１台につき２０万円を限度）
②防犯灯　　　設置に要した経費の２分の１以内の額（１基につき　５万円を限度）
※①②とも１，０００円未満の端数があるときは切り捨てます。

３．補助金の交付の条件

次の条件を全て満たすことを交付条件とします。
○交付の申請を行う前に、条例第７条１項の規定により、市長に対し設置運用基準を届け出ていること。
※【設置運用基準の届出について】を参照のこと
○防犯カメラ等の設置について、交付の申請を行う前に、設置場所の周辺の住民への説明を行うこと。
○交付の申請を行う前に、防犯カメラ等の設置場所、管理運用等に関し、佐倉警察署長及び市長と協議をすること。
○防犯カメラ等の設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
○補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書を提出する時点において、自治会等の決算認定その他の確定手続が完了していない場合は、その完了後、

速やかに決算書など、その内容を証する書類を市長に提出すること。

○補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、常にその管理状況を明らかにすること。

○補助事業等の完了後、市長から要求があったときは、取得財産の現況について報告すること。

○取得財産については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。

○取得財産を移設する必要が生じた場合又は破損等により使用することができなくなった場合は、市長にその旨とその後の対策について報告すること。

○その他市長が必要と認める条件

【設置運用基準の届出について】

「佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例」第７条第１項の規定にある届出が必要となります。

「防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届」を危機管理室に提出してください。

添付書類
- 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準（設置運用基準）
- 防犯カメラの設置の場所及び撮影の範囲を記載した図面
- 設置する表示看板の図面

※設置後、上記の事項が遵守されなければ、「佐倉市補助金等の交付に関する規則」に基づき補助金の返還請求を行う場合があります。

４．その他

管理運用について

○防犯カメラ等の維持・保守管理（電気料・保守点検・修繕料など）に必要な経費は、自治会等の負担となります。

○条例及び自治会等で定めた設置運用基準により、管理運用を行っていただきます。

○補助金の交付を受けた自治会等は、市長から要求があったときは、防犯カメラの運用状況等について、市長に報告する必要があります。

その他

○見積書の記載事項について、次の点にご注意ください。

- 交付申請時の見積書の日付は、申請日のおおむね１か月前から申請日の前日までとしてください。

・あて先は自治会等名としてください。
・見積書、請求書、領収書の金額が違う場合、補助することができません。

○市から「補助金交付決定通知書」が届いてから契約を行い、工事に着手するようお願いします。

○工事完了後は速やかに危機管理室までご連絡ください。市で設置状況の確認を行いますので、確認の際は立会いをお願いします。なお、工事着工日・完了日の日付を必ず控えておいてください。

○市からの補助金交付は、工事完了後になります。

○実績報告の際に提出する現況写真には、防犯カメラの表示も含めて提出するようお願いします。

5. 申請手続きについて

事業の連絡等

○平成２９年度の防犯カメラ等の補助金の予算は２００万円となっており、予算の範囲内での補助となります。

○平成２９年度に補助金を活用し、防犯カメラ等の設置を希望される自治会等におかれましては、まず、危機管理室へその旨ご連絡をいただいた上で、市との打合わせをお願いします。

事前協議書の提出

○市との打合わせ後に「事前協議書」の作成をお願いいたします。

○事前協議書は、**平成２９年６月２日（金）まで**に危機管理室へ提出してください。

※提出期限後に補助金を活用した設置を希望することとなった場合などは、個別に相談をお受けしますので、危機管理室へご連絡ください。

【提出していただく書類】
事前協議書及び下記の書類
①防犯カメラ等の設置予定場所及び撮影範囲を記載した図面
②防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真
③防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用に係る見積書とその内訳書の写し
【提出方法】
持参又は郵送
【提出先】
危機管理室

交付申請書の提出

○事前協議書を提出後、危機管理室と事前協議が完了しましたら、「補助金交付申請書」の提出をお願いします。
○補助金交付申請書は、**<u>平成２９年８月１０日（木）まで</u>**に危機管理室へ提出してください。

【提出していただく書類】
① 様式第１号「佐倉市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書」
② 事業計画書
③ 収支予算書及び前年度決算書
④ 設置予定場所の現況写真
⑤ 防犯カメラの購入及び設置に要する費用に係る見積書並びにその内訳書の写し
⑥ 設置する防犯カメラの仕様書の写し
⑦ その他市長が必要と認める書類
【提出方法】
持参又は郵送
【提出先】
危機管理室

交付の決定について

○平成２９年９月中旬ごろに交付決定を行い、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。

工事について

○補助金交付決定通知がお手元に届いてから、契約を行い、工事着工をしてください。
○工事完了後に「実績報告書」の提出をお願いします。

6．平成３０年度以降に補助金を活用して設置を希望する場合

平成３０年度以降に設置を希望する場合は、設置を希望する年度の前年度の１０月末までに危機管理室へご連絡ください。

お問い合わせ先
危機管理室　防犯・安全安心対策班
電話　０４３－４８４－６１６１

資料７＿佐倉市防犯カメラ設置事業補助金の申請から交付までの流れ

１　自治会等での事前準備

(1)設置の必要性の検討

犯罪の発生状況や犯罪防止の効果などにより、防犯カメラ設置の必要性について検討しましょう。

(2)設置場所・設置台数の検討

犯罪等の発生状況や防犯カメラの被写体となり得る人や建物等へのプライバシーへの配慮、土地所有者の意向などにより、設置場所と台数について検討しましょう。

(3)関係機関（警察署、道路管理者など）との協議・調整

設置場所等に関して警察との協議が必要となります。また、道路上に設置するのであれば、道路管理者（市道であれば市の土木管理課）へ相談の上、道路占用許可などを得る必要があります。

(4)設置場所周辺住民などへの説明

自治会員や設置予定場所周辺住民への説明を十分に行い、理解を得ましょう。

(5)設置費用の確認

設置工事業者から見積書などを取り寄せ、電気料金やメンテナンス料金も含めた費用面の検討を行いましょう。

(6)設置予算の計上

自治会等の予算に設置費用を計上し、承認を得ましょう。

２　事前協議書の提出

市（危機管理室）と打合せの上、「事前協議書」を作成し提出してください。

【書式】事前協議書（ひな形）

【添付書類】防犯カメラ等の設置予定場所及び撮影範囲を記載した図面

防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真

防犯カメラ等の購入及び設置に要する費用に係る見積書とその内訳書の写し

３　設置運用基準の作成

自治会等の設置運用基準を作成し、市へ提出してください。

【書式】 防犯カメラの適正な設置及び運用に関する基準届（様式第1号）

（佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例施行規則）

【添付書類】防犯カメラ設置運用基準書（ひな形）

防犯カメラの設置場所及び撮影範囲を記載した図面

防犯カメラ設置看板の図面

○設置運用基準の内容

- 設置する防犯カメラの台数
- 記録した映像データの保存期間、保存や廃棄の方法
- 防犯カメラの設置目的、設置年月日、設置場所、撮影範囲
- 防犯カメラ設置の表示方法
- 防犯カメラの管理責任者、取扱担当者

・映像データの利用及び提供の制限
・苦情の対応
・守秘義務　など

4 交付申請書の提出

市との事前協議終了後、補助金の交付申請書を作成し、市へ提出してください。

【書式】 防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)

【添付書類】 事業計画書(ひな形)
予算書及び前年度決算書
防犯カメラ等の設置予定場所の現況写真
防犯カメラ等の購入、設置工事見積書とその内訳書の写し
設置予定の防犯カメラ等の仕様書写し
その他市長が必要とする書類

5 契約締結・工事着手

「補助金交付決定通知書」を市から受け取った後、設置工事の契約を締結し、工事に着手してください。

≪注意事項≫
・工事着工日を記録(実績報告書作成時に必要)
・工事内容や金額が変更となる場合は、「補助事業変更申請書」(様式第 3 号)の提出が必要

6 工事完了

工事完了後、市へ工事完了の報告をしてください。市は自治会等の立会いの下、工事内容の確認を行います。

≪注意事項≫
・工事完了日を記録(実績報告書作成時に必要)

7 実績報告書の提出

市による工事内容の確認後、実績報告書を作成し、市へ提出してください。

【様式】 補助金実績報告書(様式第4号)

【添付書類】 事業報告書
決算書
防犯カメラ等設置後の現況写真及び防犯カメラ設置表示板の現況写真
防犯カメラ等設置工事契約書の写し
防犯カメラ等設置工事費領収書及びその内訳書の写し
設置した防犯カメラの撮影映像を印刷したもの
その他市長が必要とする書類

8 補助金交付請求書の提出

「補助金確定通知書」を市から受け取った後、補助金交付請求書を作成し、市へ提出してください。

【様式】 補助金交付申請書(様式第6号)

9　補助金の受領
補助金交付請求書に記載された口座へ、市から補助金を入金します。

資料８_佐倉白銀ニュータウン自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準（案）

（趣旨）

第１条　この基準は、佐倉市防犯カメラの設置及び運用の適正化に関する条例（平成２８年佐倉市条例第２９号）第６条第１項の規定に基づき、佐倉白銀ニュータウン自治会（以下自治会という。）が公共の場所に向けて設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置目的）

第２条　自治会が設置する防犯カメラの設置目的は、佐倉白銀ニュータウンにおける犯罪を防止するものとする。

（設置運用基準の遵守）

第３条　自治会は、取り扱う映像データ及びその記録媒体について、漏えい、盗難、毀損、紛失等の防止その他適正な管理のため、この基準を遵守しなければならない。

（設置の場所等）

第４条　自治会は、みだりに市民等の容貌及び姿態を撮影することのないよう留意するとともに、犯罪を防止するために必要な範囲内で防犯カメラを取り扱うよう配慮するものとする。

２　防犯カメラの設置年月日及び設置台数は、別表のとおりとする。

３　設置の場所及び撮影の範囲は、別表及び別紙図面のとおりとする。

（設置の表示）

第５条　自治会は、設置した防犯カメラについて、市民等が認識しやすい場所に防犯カメラを設置している旨並びに自治会の名称及び連絡先を表示しなければならない。

（防犯カメラ管理責任者等）

第６条　自治会は、防犯カメラ及び映像データの取扱いを適正に行うため、防犯カメラ管理責任者を置かなければならない。

２　防犯カメラ管理責任者は、別表のとおりとする。

３　防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ取扱担当者を指定しなければならない。

４　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合であって、防犯カメラ管理責任者の同意を得たときは、この限りでない。

５　前項ただし書の場合において、防犯カメラ又は映像データを取り扱った者は、当該取り扱った内容を防犯カメラ管理責任者に遅滞なく報告しなければならない。

（防犯カメラ等の取扱いの委託等）

第７条　防犯カメラ及び映像データの取扱いの全部又は一部の委託を受けたものは、防犯カメラ及び映像データを取り扱うことができる。この場合において、自治会は、防犯カメラ及び映像データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うものとする。

２　前項前段に規定するものは、防犯カメラ管理責任者の選任及び防犯カメラ取扱担当者の指定を行い、自治会に報告をするものとする。その者を変更したときも、同様とする。

（映像データの保存期間並びに保存及び廃棄の方法）

第８条　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、映像データ及びその記録媒体について、漏えい、盗難、毀損、紛失等の防止その他適正な管理のために次に掲げる措置を講じなければならない。

（１）映像データは、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者以外の者が見通すことのできない安全で管理が可能な場所で取り扱うこと。

（２）映像データは、撮影時の状態で保管すること。

（３）映像データの表示又は保存をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、映像データの漏えいを防ぐための安全対策の措置を講ずること。

（４）映像データの記録媒体の保存に際しては、施錠設備のある強固な金属ボックス等に収納する等盗難の防止のために必要な措置を講ずること。

（５）映像データの保存期間は、録画した日の翌日から起算して 30 日以内とすること。ただし、必要があると認める

ときは、これを変更することができる。
（６）保存期間を経過した映像データ及び防犯カメラを取りやめる場合の映像データは、速やかに消去又は記録媒体の破砕、溶解その他の方法により、再生ができないよう適切に処理すること。
（７）映像データを提供した場合において、記録媒体の返却があったときは、記録媒体の破砕、溶解その他の方法により、記録媒体から映像データの記録を完全に消去すること。

（映像データの利用及び提供の制限）

第９条　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、次に掲げる場合を除き、映像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
（１）法令等に定めがあるとき。
（２）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

２　映像データの閲覧及び提供に当たっては、提供を受ける者の機関等からの文書での依頼並びに本人確認ができるものを求める等身元の確認を行うとともに、提供を受ける者の機関等の名称、提供対象となる映像データの日時等を記録しておくものとする。この場合において、記録した文書等については、閲覧を行った日又は提供した記録媒体の返却があった日から１年間保存するものとする。

３　防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱担当者は、前項の規定により映像データを提供しようとするときは、相手方に対し次に掲げる事項を遵守するよう求めるものとする。
（１）映像データを適正に管理すること。
（２）映像データを目的以外の用途に利用しないこと。
（３）映像データを第三者へ無断で提供しないこと。
（４）映像データが必要でなくなったときは、速やかに自治会に記録媒体の返却をすること。
（５）映像データを無断で複写しないこと。

（守秘義務）

第１０条　防犯カメラ管理責任者、防犯カメラ取扱担当者並びに防犯カメラ及び映像データを取り扱った者は、防犯カメラの運用により知り得た情報を漏らしてはならない。

（苦情の対応）

第１１条　防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ及び映像データの取扱いに関し市民等から苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理するよう努めるものとする。

２　苦情の申出を受けたときは、その内容及び対応を記録するものとする。この場合において、記録した文書については、対応が完了した日から１年間保存するものとする。

附　則

この基準は、平成○○年○○月○○日から施行する。

資料９_山王自治会防犯カメラ見学会報告

平成 30 年 6 月 4 日

山王自治会防犯カメラ見学会報告

日時　　　　６月３日日曜日　１３時～１４時１０分
参加者　　　仲台、永尾、圖司、森岡、須賀、岡本、倉島
山王自治会　石川部長（説明者）

１．現地で設置状況を確認説明
　東電柱を使用、腕金に防犯カメラの名称あり。
　物井駅に向かうメイン道路に４箇所設置のうち２箇所で説明を受けた。
　高速道路に向かう道に５箇所追加設置予定あり。
　設置の表示（自治会の名称、連絡先）は東電柱を使用すると料金が発生するので
　他の方法で検討中とのこと。(注１)

２．集会所での説明
　１年交代の自治会であるが、総務部長として石川さんは２年つとめている。
　昨年役員会で決めて班長会へ説明承認決定した。反対は無かった。
　警察、市役所と事前打ち合せが必要。
　市役所は自治会単位の導入検討実績を重んじ、前向きに対応してくれる。
　(防犯カメラ導入のメリット)
　・防犯カメラが設置されていることによる犯罪抑止力効果
　・万一、事件・事故が発生した場合の事実確認が可能
　（費用）
　見積は２社 ALSOK/SECOM とした。
　費用は自治会運営費以外の共用施設費（集会所積立金以外の旧アンテナ維持費・街灯管理費等）を充当。
　イニシャルコスト　40 万円／台×4　計 160 万円（内、補助金半額）
　ランニングコスト　カメラメンテナンス費用
　　　　　　　　　（ SD カード（128G）取替を含む）
　　　　　　　　　　　　　　　２万５千円／年×４台分　計 100,000 円
　　　　　　　　　電柱共架料金　　　1,200　円／年×４台分　計　4,800 円
　　　　　　　　　電気代（最低額契約）500 円／月×１２×４台分　計 24,000 円
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　合計 128,800 円
　　　　　　　　（補助金は千葉県が市役所経由で支給）
　（運用）
　カメラの動作確認はオレンジ色ランプの点灯有無で判断する。
　PC、タブレット、スマートフォンでデータダウンロードできる。ALSOK よりタブレット 1 台提供があった。
　ダウンロードに時間はかからない。ネットワークには接続しないので通信料金は発生しない。ハッキングの心配もない。電柱から見通しのある場所で 15m 利用可能。
　１～２週間分をダウンロードすると見るのに大変時間がかかるので、実際は日時を指定してみることになる。
　ライブの画像切り替えも可能。
　市役所（危機管理室）の指導で住宅は写さないこととなっている。

原則「見ない触らない」で運用している。
管理責任者と取扱担当者は総務部長　。

3．参考に「さくら山王自治会ルールブック」を頂いた。
・設置及び運用に関する基準の映像データの保存期間は７日となっている。
・個人情報取扱ルールの（秘密保持義務）は参考になる。

注１　東電共架は１昨年からＮＴＴ柱は昨年から許可になった。
　　　設置表示は腕金に記載することとしたので、そのほかは自治会判断。
東電柱を使用する場合は設置可否判定を事前協議するその際、600 円費用発生する。
受託者に申請代行を依頼する場合は２～３万かかるがこの費用は補助金対象にはならない。（市役所林田さんに確認６月４日）

4．その他
電柱の使用申請は許可まで２ヶ月を要するので注意が必要。
設置場所は人と人家が写らないこと。市役所と警察の確認がある。
カメラで遮蔽可能か確認中。

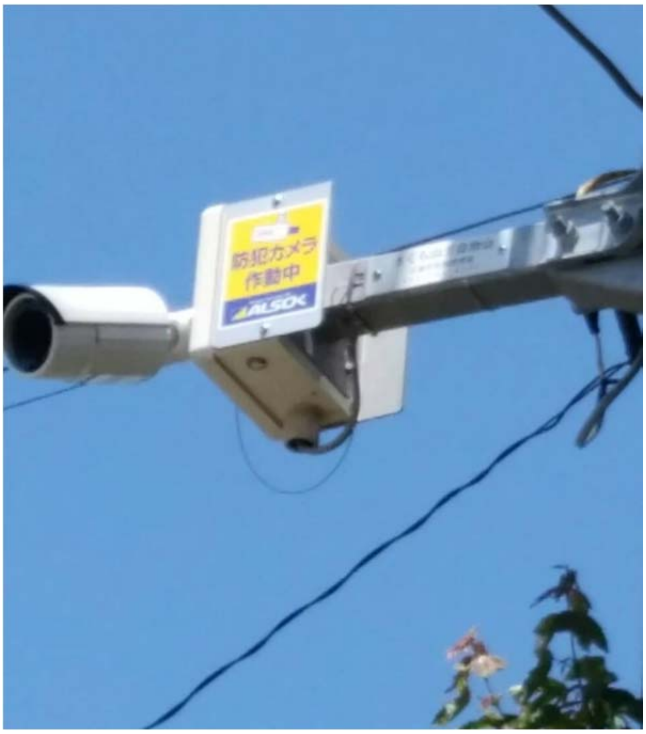

防犯カメラ設置に関わる電柱確認　（平成 30 年 6 月 23 日）

①消防署近傍 1 丁目（道路・296 /白銀支 21NTT 柱）
②大福寺公園前交差点（白銀小花壇側/高岡 603 東電柱）
③白銀公園南東側（テニスコート）出入口前（２丁目民地側/高岡 299 東電柱）
④西集会所裏山道路（２丁目/高岡 309 東電柱）
⑤尾山公園前交差点（十字路/高岡 431 東電柱）
⑥ホンダカーズ白銀店前交差点（十字路・使用できる柱を再検討）
⑦東集会所北側・上代側出入口道路（/高岡 141 東電柱）

資料10_平成22年2月の防犯カメラ設置のアンケート資料と結果

平成２２年２月実施

防犯カメラ設置についてのアンケート

昨年防犯カメラ設置についてのアンケートを実施したところ｣約６５％の賛成があり、自治会としては前向きに検討すると総会で決議されました。それに基ずき自治会防犯委員会は検討しました。前回のアンケートは費用等具体的な説明は無く、それを懸念する声が多々ありましたので実際に設置するにはどれだけの費用を要するかを詳らかにして再度皆様に判断を問いたいと思い、２社に見積もりを依頼しました。(別表参照願います)

初回の設置費用については管理組合が負担します。管理組合はその後についてはノータッチの姿勢ですから、設置するとなると維持管理、その費用は自治会の負担となります。すると２９６ですと月１００円～200 円。オーシマは１５０円から２５０円どちらにして年２０００円から３０００円が**１世帯あたりの負担増**になると思われます。**(自治会費の変更は総会の同意を必要とします)**

設置することによるメリット

① 犯罪防止効果に期待できる

② 資産価値が上がる

デメリット

① 費用がかかり負担が増す

費用対効果は不明です。尚２社とも設置に関してはプライベートには十分配慮し特定のらおるなどが映らない様にするとのこと。以上を考慮して改めて賛否を問いたいと思います。(今後高齢化が進むことを考慮した場合安心材料になる反面、負担増になる場合もありうるかもしれません)

賛成　　　[　２９６　　オーシマ　]　　反対

理由

防犯カメラ見積表

	296	オーシマ
初回設置費用	3.351.000 円	5.600.000 円
月管理費	電気料金月数千円	95.000 円（ＮＴＴ回線利用料含む)
その他の費用	道路占有料年約 5000 円 50800 円定期点検費用) 画像の採取費用(不明)	ＨＤ三年毎 150 万円
サーバーの管理	ＳＤカードで記録、容量がいっぱいになれば自動書換え	白銀西集会所

カメラ７台設置。性能は両社とも毎秒１５コマくらい。夜間は車種が判明する程度
５年間の保証期間は共通(天災地変、公害、誤った使用などは除く）
５年を経過後はスポット対応となるので修繕積立が必要になります。
設置に際しては、プライバシーに配慮し特定の家屋が移るようなことは避ける
尚概算費用には消費税は含まれておりません。
296 のものは設置費用は安価ですが鋼管柱の設置、借用に係る交渉は自治会で行わなければなりません

カメラを１台増やすには 70～80 万円かかります

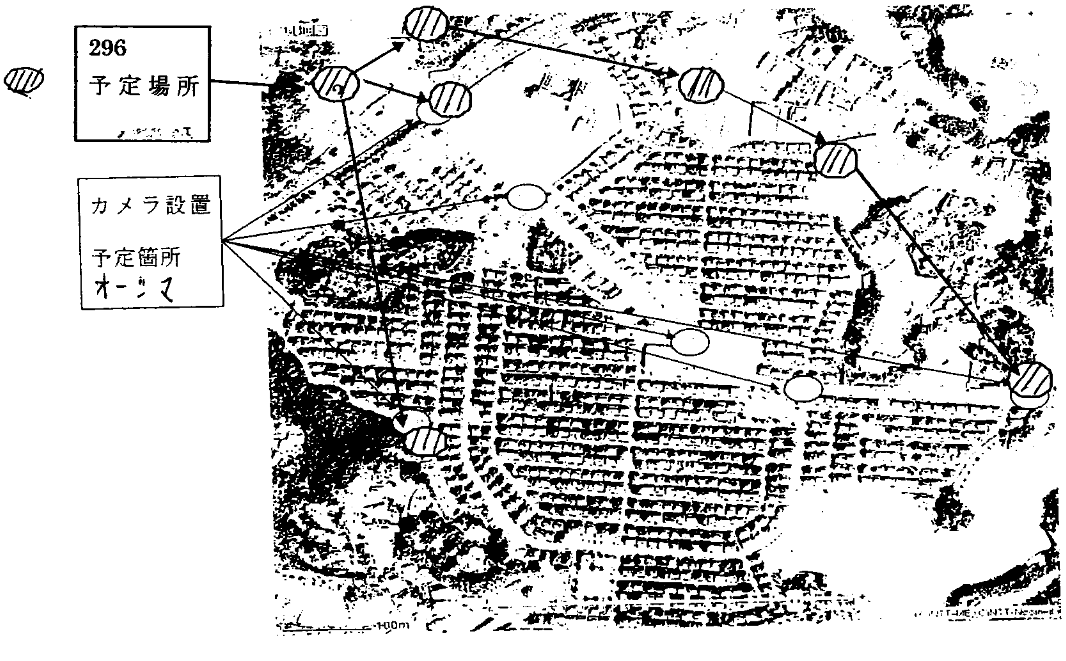

平成２２年３月

防犯カメラ設置に関わるアンケート結果のお知らせ

アンケートのご協力ありがとうございました。賛否両論、多様なご意見をいただき関心の高さを感じました。結果は次の通りです。

回収	792 件（回収率 67.1%）		
賛成	336	42.4%	（内訳 296　196　オーシマ 43　メーカー不問 97）
反対	431	54.4%	
保留	25	3.1%	

反対が過半数を超えました、主な理由

① 新たな費用負担の回避（高齢化が進み年金生活になった時、負担になる等々）
② 効果に疑問。７台くらいではカバー不可。台数を増やせば費用は更にかさむ
③ 防犯は基本的に各戸が行うべきもので自治会が行うことではない
④ プライバシー（いつも見られているようで嫌な感じがする）
⑤ 防犯パトロールの強化、よりよい近所関係など自助努力ですべき
⑥ 自治会役員の負担が増す

まだまだ沢山の御意見がありました。

賛成意見では、防犯の抑止力への期待。事件が起きてからでは遅い。子どもの安全。安心感がある等々。

長年にわたって話し合われてきたことですが、上記の結果を鑑みて３月６日の班長会にて防犯カメラの設置については自治会としては行わないということに決定しました。皆様にはそれぞれの思いがあるとは存じますが、何卒ご了承くださるようお願いします。

白銀自治会

第19回定期総会議案書（H22/04/18）　白銀ニュータウン自治会

平成 21 年度　事業活動報告

【防災・防犯・交通委員会】

（P.7）

4. 防犯カメラに関する活動

（1）　防犯カメラ担当4名体制を決定（4月）

（2）　第1回会合にて年度方針を決定（5月）

（3）　佐倉警察を訪問し警備用品業者（株）オーシマを紹介してもらい、（株）オーシマに見積もりを依頼（8月）

（4）　296ケーブルネットとオーシマの合同説明会を実施（9月）

（5）　第2回目会合にてアンケートについて検討を実施（11月）

（6）　防犯カメラ設置の賛否に関するアンケートを実施（2月）

（7）　防犯カメラ設置の賛否に関するアンケート結果（3月）

回収数　792（67. 1%）

内訳　賛成票　336（42. 4%）

反対票　431（54. 4%）

保留表　　25（　3. 1%）

以上の結果を踏まえ、防犯カメラの設置案は廃案することに、班長会で決定した。